

北間連だより

No.69

平成26年 9月15日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの 間税会



「e-Tax 協力隊」いか踊り（函館間税会と税務関係団体合同）
（「函館港まつり」より）

《 主要目次 》

- 札幌国税局長着任あいさつ 2
- 札幌国税局幹部のご紹介 3
- 北間連会長再任あいさつ 4
- 春の叙勲受章 4
- 北間連第41回通常総会等 5～6
- 平成26年度「消費税等に関するアンケート調査」 ... 7
- 歳出、税制及び執行に関する意見・要望 ... 8～9
- 消費税軽減税率導入検討資料（抜粋） 10～14
- 活動だより 15
- 国税広報 16

着任あいさつ



札幌国税局長

おおくほ おさみ
大久保 修身

出身地 山梨県

略歴

昭和55.4 国税庁 調査査察部 査察課

平成17.7 仙台国税局 総務部長

平成18.7 法務省 民事局 民事第一課長

平成19.7 法務省 大臣官房 司法法制部 審査監督課長

平成20.7 国税庁 課税部 課税総括課 審理室長

平成21.7 国税庁 長官官房 国際業務課長

平成22.7 大阪国税局 総務部長

平成23.4 独立行政法人 国立印刷局 理事

平成26.7 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました大久保でございます。

北海道間税会連合会の皆様方には、日ごろから消費税・間接諸税はもとより税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、消費税を中心とした間接税の納税者等で組織する団体として「消費税 活かすみんなの間税会」のキャッチフレーズのもと、税の標語の募集活動やクリアーファイル「世界の消費税」を活用した消費税の啓蒙活動をはじめ、研修会等の開催、税制及び執行に関する意見・要望の提言、e-Taxの利用促進への取組みなどを積極的に展開されておられます。

これらの充実した活動は、役員をはじめ会員の皆様のご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第です。

さて、税務行政を取り巻く環境が激しく変化する中、私どもとしましては、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、納税者の皆様から信頼される税務行政を行うことにより国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていく必要があると考えております。

本年4月から消費税率引上げが実施され、新税率へ移行されましたが、消費税の転嫁対策については引き続き政府全体で取り組んでいるところであり、国税当局としましても関係省庁等と連携しながら適切かつ丁寧な対応に取り組んで参りますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶といたします。

国税局幹部のご紹介 (敬称略)



かわかみ かずお
川上 和夫
札幌国税局
課税第二部長

出身地 北海道
略 歴 昭和48.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成11.7 札幌国税局 課税第二部 法人税課 課長補佐
平成13.7 札幌国税局 総務部 人事第一課 課長補佐
平成15.7 中川税務署 副署長
平成17.7 札幌国税局 総務部 企画課長
平成19.7 紋別税務署長
平成20.7 札幌国税局 課税第二部 資料調査課長
平成21.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成23.7 札幌国税局 総務部 人事第一課長
平成25.7 札幌北税務署長
平成26.7 現職



さとう はるき
佐藤 春樹
札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道
略 歴 昭和49.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成14.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
平成16.7 札幌国税不服審判所 国税副審判官
平成18.7 札幌中税務署 副署長
平成20.7 国税庁 長官官房 総務課 監督評価官室 札幌派遣 監督評価官室長
平成22.7 網走税務署長
平成23.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成24.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課長
平成25.7 現職



とよた ゆうじ
豊田 雄司
札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道
略 歴 昭和50.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成14.7 函館税務署 酒類指導官
平成15.7 江差税務署 総務課長
平成16.7 札幌国税局 課税第二部 酒税課 課長補佐
平成18.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官 (旭川中税務署派遣)
平成20.7 札幌中税務署 副署長
平成22.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官
平成23.7 富良野税務署長
平成24.7 小樽税務署長
平成25.7 現職



くりばやし まさひろ
栗林 政弘
札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道
略 歴 昭和61.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成19.7 滝川税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官
平成20.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 総務係長
平成21.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課 主査
平成23.7 札幌中税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官
平成24.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 主査
平成25.7 札幌中税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官
平成26.7 現職



てらばやし すみよ
寺林 純世
札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 北海道
略 歴 平成5.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成14.7 札幌国税局 調査査察部 調査管理課 主任
平成17.7 札幌東税務署 法人課税第三部門 国税調査官
平成19.7 札幌国税局 徴収部 管理課 国税実査官
平成22.7 小樽税務署 総務課 会計係長
平成23.7 小樽税務署 総務課 総務係長
平成25.7 現職

会長再任あいさつ



北海道間税会連合会
会長 高橋 則行

この度の北間連第41回通常総会役員改選において引き続き会長という大任を仰せつかりましたが、改めて会長という職責の重みを感じているところです。顧みますと平成18年度第33回通常総会において会長に選任されてから早いもので8年という歳月が経ちましたが、この間、まがりなりにも会長の任を遂行できましたことは、偏に会員の皆様の多大なご尽力・ご協力の賜物と厚くお礼を申し上げる次第です。

さて、昨年は北間連創立40周年という節目の年を迎え、これを契機に更なる発展を遂げるためにも「組織拡大・財政基盤の強化を図る」旨確認されたところですが、残念ながら連年会員が減少しているという状況にあります。

本年2月には全間連より「平成26年4月以降3年間で会員数の35%増を目指す」との重点施策が示されたところですが、まずは減少傾向に歯止めをかけ現状維持のもと、そこから上積みに向けていくというような姿勢で今後とも組織拡大・財政基盤の強化を図り、活発な会活動を通じて会の存在感・提言力を高めていくことが肝要と考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ところで本年4月には消費税率が8%に引き上げられ、平成26年度の租税収入（概算額）の中では一番多い税収になることが見込まれるなど、国の財源としての重要性は増すばかりですが、それだけに消費者からの預り金的性格を有する消費税がきちんと国庫に納入されることがとても大切であり、求められるところかと思えます。このようなことから私ども消費税の会としては「消費税の適正な申告と納税」を実践するとともに、適正な申告と納税に向けた研修会等の啓発活動を一層推進していく必要があると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

結びになりましたが、国税ご当局の皆様には平素から当連合会の活動等に深いご理解とご支援を賜わり心よりお礼申し上げますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、再任の挨拶とさせていただきます。

平成26年 春の叙勲受章おめでとうございます

旭日双光章



佐藤悦夫様

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
釧路間税会 会長

佐藤悦夫様は間税会関係では全国でただ一人の受章ということですが、去る6月3日開催の北間連第41回通常総会懇談会において、江國札幌国税局長はじめ税務関係団体等のご来賓ご出席のもと、この度の受章をお祝いし高橋会長より記念品が贈呈されました。



第41回 通常総会開催される

＝組織拡大と提言力・存在感のある会活動を！＝

去る6月3日(火)、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から栗原課税第二部長はじめ局幹部の皆様、また全間連から吉田専務理事らをご来賓にお迎えし、北間連第41回通常総会が開催された。開会に当たって高橋会長から「組織拡大・財政基盤の強化を図り提言力・存在感のある会活動の展開と消費税率引き上げに伴い消費税の適正な申告と納税に向けた活動の推進に一層のご協力をお願いしたい」旨挨拶があった。議事審議は鷲尾副会長議長のもと進められ、全議案満場一致で承認可決された。また議事審議終了後、栗原課税第二部長並びに吉田全間連専務理事のご祝辞をいただき、閉会となった。(以下議事審議事項抜粋掲載)



第1号議案「平成25年度事業報告」

1 組織関係

(1) 会員数状況(平成26年4月1日現在)

北間連	4,760名(前年比142名減)
青年・女性部会	633名(前年比23名増)

(2) 全間連モデル会指定

旭川中間税会(平成24年9月～26年9月まで)

2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2) 消費税に関する啓蒙活動、(3) e-Taxの利用推進への取り組み、(4) 税務関係団体との連携協調、(5) 税制関係(消費税等アンケート・提言活動)、(6) 広報活動などについて

第2号議案

「平成25年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 平成25年度収支決算報告(平成25.4～26.3)

【一般会計】 単位：千円(単位未満四捨五入)

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	4,778	人件費	4,097
会費収入	14,706	福利厚生費	548
広告料収入	0	事業費	2,930
臨時会費収入	697	会議費	1,558
雑収入	191	旅費交通費	2,598
		事務所関係費	975
		通信印刷費等	852
		部会助成金	308
		本部負担金	1,255
		雑費	240
		剰余金	5,011
合計	20,372	合計	20,372

【特別会計】(全国大会特別基金) 単位：千円(単位未満四捨五入)

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	7,937	次期繰越金	8,939
一般会計から繰入	1,000		
雑収入	1		
合計	8,939	合計	8,939

1 平成25年度剰余金処分(単位未満四捨五入)

区分	金額(千円)
特別会計へ(全国大会特別基金として)	1,000
一般会計へ(次期繰越金として)	4,011

第3号議案「平成26年度事業計画」

〈基本方針〉

- 消費税率の引き上げに伴い、消費税の一層の定着と適正な申告と納税の啓蒙活動の推進。
- 会員増強・財政基盤の強化のもと提言力・存在感のある会活動の推進。

1 組織の拡大

(1) 会員の加入拡大等

全間連から提示された増員目標「今後3年間で35%増」の趣旨を十分に踏まえ、会員増強・財政基盤の強化に努める。

(2) 青年部会・女性部会の既存部会の活性化等後継者の育成、既存部会の活性化等に努める。

2 事業活動の推進

(1) 会議等予定(平成26年4月～27年3月：主たるもの)

月日	会議等
4.17(木)	正副会長・部会長会議
5.16(金)	税制委員会

6. 3 (火)	北間連第41回通常総会
〃	青年部会32回・女性部会28回通常総会
6. 19 (木)	事務担当者会議
8. 21 (木)	正副会長・部会長会議
11. 13 (木)	全道青年・女性部会長会議
〃	税団協主催「国税局長講演会等」
1. 28 (水)	全道会長会議、常任理事会
〃	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会

(上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。)

- (2) 消費税に関する啓蒙活動(研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用等)
- (3) e-Tax 利用促進への取り組み
- (4) 税務関係団体との連携・協調(税団協協議会等)
- (5) 税制関係(アンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等)
- (6) 広報関係(会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施)
- (7) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

■ 第 4 号議案「平成26年度収支予算」

1 【一般会計】(平成26.4～27.3) 単位：千円(単位未満四捨五入)

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	4,011	人件費	4,128
会費収入	14,280	福利厚生費	568
広告料収入	80	事業費	3,210
臨時会費収入	580	会議費	1,240
雑収入	50	旅費交通費	3,730
		事務所関係費	1,060
		通信印刷費等	830
		部会助成金	790
		本部負担金	1,300
		雑費	300
		予備費	1,845
合計	19,001	合計	19,001

2 【特別会計】(全国大会特別基金) (平成26.4～27.3) 単位：千円(単位未満四捨五入)

前期繰越金	8,939
前期一般会計剰余金処分繰入金	1,000
計	9,939

■ 第 5 号議案「役員改選」

平成26年度は役員改選期であり、高橋会長の再任のほか副会長、常任理事等の各役員について改選が行われた。

● 会長等就任名簿

役 職	所属単会	氏 名	担当専門委員
顧問	札幌西	福岡 正英	
会長	函 館	高橋 則行	
副会長	札幌中	戸澤 亨	広報委員長
〃	札幌西	久住 博	税制委員長
〃	札幌北	鷲尾 和徳	総務委員長
〃	札幌東	横山 昭仁	会務運営委員長
〃	札幌南	永濱 芳久	総務副委員長
〃	岩見沢	工藤 修二	総務副委員長
〃	旭川中	新谷龍一郎	税制副委員長
〃	稚 内	田辺登代二	広報副委員長
〃	苫小牧	市町 峰行	会務運営副委員長
〃	釧 路	佐藤 悦夫	総務副委員長
専務理事	北間連	奈須川弘志	

北間連青年部会第32回・女性部会第28回通常総会開催される

北間連第41回通常総会に先立ち青年部会第32回及び女性部会第28回通常総会が開催された。依田青年部会長挨拶の後、水野女性部会長議長のもと25年度事業報告・収支決算等、26年度事業計画・収支予算が審議され何れも承認可決された。また、26年度は役員改選期となっており、依田青年部会長及び水野女性部会長の再任のほか各役員の選任が行われた。議事審議終了後、ご来賓の札幌国税局・豊田消費税課長、並びに北間連・高橋会長お二方のご祝辞をいただき閉会となった。



平成26年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

■■■ 皆様のご協力により「回答率76.1%」！ ありがとうございます■■■

本年4月、間税会の提言活動等の一環として全間連による平成26年度「消費税等に関するアンケート調査」が行われ、北間連では850件のアンケート調査を行い647件の回答（回答率76.1%）があった。アンケートの内容は「①単一税率について（単一税率要望の継続等）」、「②低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）について」の2項目に大別され意見を求めるものであったが、食料品等生活必需品の軽減税率導入に関しては、その対象品目の線引きの困難性や事業者の事務負担増などのことから、「単一税率の要望を継続する」という意見が65.7%を占めるに至っている。また、低所得者への逆進性対策については、単一税率維持を前提とする「給付付き税額控除制度の要望を継続する」という意見が45.7%を占める状況となっている。アンケートの各設問ごとの回答状況は下表1及び2に記載のとおりである。

1 調査総数等

区 分	件 数 等		前 回 比 (%)
	本 年	前 回	
調査依頼件数	850	850	100
回答単位会数	30	30	100
回 答 件 数	647	622	104
回 答 率 (%)	76.1	73.2	2.9%増



* 全道30単位会全てから回答があった。

また、本年の回答件数647件の男女別内訳は男533件、女114件（前回・男520件、女102件）となっている。

2 調査項目ごとの回答状況

項 目	設 問	回答件数	構成比 (%)
1 「単一税率」に関すること	① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい。	425	65.7
	② 政権与党の方針（導入時期は不明確だが軽減税率の導入が決定）を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい。	129	19.9
	③ 分からない。	79	12.2
	④ その他（ ）	14	2.2
	計	647	100.0
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること	① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい。	300	45.7
	② 軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなど、その対象範囲は極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい。	189	28.8
	③ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	104	15.9
	④ 分からない。	57	8.7
	⑤ その他（ ）	6	0.9
	計	656	100.0

全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

本年4月に行われた「平成26年度消費税等に関するアンケート調査」及び5月16日（金）に行われた「税制委員会」の検討結果等を踏まえ、下記のとおり「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」事項を取りまとめ、去る6月4日（水）全間連に提出した。（全間連では全国の意見・要望を取りまとめ9月上旬には「税制及び執行に関する要望書」を政府税制調査会等に提出予定である。）

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
1. 歳出に関する事項	更なる行財政改革の断行と税の用途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。	特殊法人等の見直しや、これらに関わる税の使われ方（無駄使い）の検証などは中途半端に終わっている感があり、税の用途に対する国民の不信感は強く、また国会議員の削減や歳費の削減なども一向に進んでいないなど、行財政改革・歳出削減等が徹底されているという実感がない中での増税は国民の理解と納得は得られない。
2. 執行に関する事項	消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること	消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがかねない。 また、国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、消費税率が引き上げられたことにより今後更に増加することが懸念される。
3. 消費税に関する事項	(1)消費税率引き上げについて ①消費税率引き上げの実施は行財政改革等の徹底を図り、経済状況を十分見極めて実施すること。	①消費税率引き上げの実施に当たっては、更なる行財政改革の徹底、経費の削減等無くして国民の理解は得られない。また、税率引き上げは、「景気動向等を見極めて判断すること」とされているが、国民各層が景気が本当に良くなったと実感できる経済状況にあるのかなどを慎重に検討すべきであり、単にムード的な景況感により税率の引き上げを判断することは、国民の納得は得られない。
	②税率の段階的な引き上げに当たっては、3年程度の間隔を置いて実施すること。	②最初の税率引き上げの翌年にまた引き上げというのであれば、事業者における経済的・事務的負担も大きく、「翌年直ぐ引き上げというのであれば、一度に引き上げたほうが良い」という声も聞かれるところであり、再度の税率引き上げに当たっては相当の期間をおいて実施するよう検討すべきである。
	(2)税率について 単一税率を維持すべきである。	食料品等生活必需品の軽減税率、高級・奢侈品等への割増税率などの意見も多いが、次の諸点から単一税率を維持すべきである。 ①複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の大きな阻害要因となる。 ②軽減税率の対象品目を生活必需品に限定するとしても、「生活必需品」の概念をどのように捉えるのかという問題があり、加えて生活必需品等税率を異にする対象物品を合理的な基準で区分することは困難である。 ③軽減税率は多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、申告事務の手間といった負担が増加する。

北 間 連 だ よ り

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
		<p>④消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用品目の判断基準の困難性に加え恣意性も入ることなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。</p> <p>⑤軽減税率は、高所得者ほど受ける利益が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど逆進性の緩和という政策効果は薄く、一方では膨大な税収を失うことになる。</p> <p>⑤軽減税率はインボイス方式（請求書等に適用税率・税額を明示する制度）の導入が必要となり、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。</p> <p>⑥軽減税率等複数税率のもとでは、零細企業にも簡易課税制度ではなく本則課税を求めることになるが、仕入れ税額控除の作業が煩雑化するなど現実的ではない。</p>
	<p>(3)逆進性対策について</p> <p>①「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。</p> <p>②給付付き税額控除制度の控除額（給付額）に逡減制度を導入する。</p>	<p>①複数税率導入は政策効果が薄くデメリットが多いため、今後とも「単一税率」を維持していく必要がある。この場合、低所得者への逆進性緩和策は「給付付き税額控除制度」の導入により対応すべきである。そのためには納税者の所得の把握が不可欠であるが、平成25年5月24日に共通番号制度法（マイナンバー法）が成立し、平成28年1月から運用が開始されることとされており、今後、所得の補足等の環境が整備されて行くことから、「給付付き税額控除制度」の早期導入を強く主張（提言）していく必要がある。</p> <p>②低所得者の判断基準となる所得額を例えば200万円以下の所得層と200万円超から250万円以下の所得層の2段階程度の基準を設け、200万円超から250万円以下の所得層に対しては200万円以下の所得層より逡減した控除額（給付額）とするなどの措置を取り、低所得者としての判断基準額（所得額）のボーダーライン付近の所得者層の均衡を図るべきである。</p>
<p>4. 個別間接税に関する事項</p>	<p>(1)個別間接税と消費税の併課について 揮発油税等と消費税との併課を解消すべきである。</p> <p>(2)印紙税の課税文書の見直し</p>	<p>揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出されるときの商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。</p> <p>印紙税については、先般、領収証の非課税範囲の拡大や不動産譲渡契約書等の軽減措置の延長及び拡充等所要の措置が講じられたところであるが、IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であり、今後、印紙税法の廃止を含めた抜本的な検討が必要である。</p>

与党税制協議会 消費税の軽減税率導入を検討

消費税の軽減税率導入については、自民・公明の与党税制協議会で議論が進められているところですが、飲食料金を軽減税率の対象とした場合の様々な課題・論点がまとめられた検討資料（与党税制協議会作成）が示されており、「ここに示すそれぞれの案の性格は、どの案が有力ということではなく、国民の議論の材料とするため、考え得るパターンをいわば機械的に示すものである」とされています。（以下、当該検討資料の一部を抜粋掲載。）

軽減税率導入による消費税の減収額の検討

軽減税率を導入する場合の消費税の減収額について、全ての飲食料金を対象にした場合を基に、酒、外食、菓子類、飲料を除いた場合や、生鮮食料品、米・みそ・しょうゆ、精米に限定した場合など8パターンが示されている。（右表参照）
（注）減収額は、24年家計調査における総世帯の平均消費支出額を基に一定の前提をおいて推計したもので、あくまでも概数であり、線引きの定義を反映したものでない。

消費税を1%軽減したときの減収額		（単位：億円）
全ての飲食料金を軽減対象とした場合		6,600
飲食料品 から	酒を除く	6,300
	酒、外食を除く	4,900
	酒、外食、菓子類を除く	4,400
	酒、外食、菓子類、飲料を除く	4,000
軽減対象を生鮮食料品に限定		1,800
軽減対象を米・みそ・しょうゆに限定		200
軽減対象を精米に限定		200

軽減税率を導入する場合の対象品目の定義や線引きの検討

①全ての飲食料品を対象とする場合

【課題・論点】

- 加工などによって飲食料品となるが、そのままでは食用に適さないものはどうするか。
 - ・牛、豚、鶏などの動物そのものは飲食料品か。
例えば、子牛→成牛→枝肉→精肉という段階を経る牛は、どの段階から飲食料品とするのか。
例えば、乳牛や馬は、どう扱うべきか。
 - ・食用の農産物は、種→芽→花→実と成長していくが、食用に適さない段階のものは飲食料品か。
種子、苗木はどう扱うべきか。
 - ・青梅、サトウキビ、コンニャク芋など、加工すれば食用となるがそのままでは食用に適さないものをどう扱うべきか。
- 用途によって食用と非食用があるものは、どう扱うか。
 - ・観賞用と食用（ハーブ、しそ等） ・栽培用と食用（たねいも等）
 - ・肥料・飼料用と食用（飼料用米と食用米、おから、いわし等）
- 飲食料品かどうか不明確なもの
 - ・サプリメント ・水道水（飲用可能であるが、そのほとんどは生活用水として使われる。）
 - ・合成着色料、防腐剤、人口甘味料、グルタミン酸ナトリウム（うま味調味料）などの食品添加物
 - ・食品添加物としてだけでなく、洗剤としても使用される重曹
 - ・通常は廃棄されるが、ぬか床などにも使用される米ぬか ・地域や国によっては食される動物（うさぎ等）等
- 飲食料品とその他の物品との組み合わせ商品の適用税率、課税方法の問題
 - ・輪島塗や有田焼などの高級容器に入った食品（おせち料理、ふりかけ等）
 - ・飲食料品とそれ以外の物品が一体となっている商品（お菓子と玩具が一体の、いわゆる食品玩具など）
 - ・飲食料品とそれ以外の物品と一緒に包装されている商品（ティーポットと紅茶、コーヒーマーカーとコーヒード豆、福袋（食品と台用品等）、花とお菓子が入った母の日ギフト等）
- 外食と他のサービスとの組み合わせ商品の適用税率、課税方法の問題
 - 飲食料品の提供以外の付加価値部分が多いものをどう取り扱うか。
 - ・ディナーショー・ナイトクラブ ・ドリンク付きコンサート

北 間 連 だ よ り

・旅館の宿泊代（食事付き）

・まかない付きの寮費

全ての飲食料品を対象とした場合には、「生活必需品への配慮」、「痛税感の緩和」といった観点から次のようなモノやサービスも飲食料品と同様に軽減税率の対象とすべきとの議論がありうる。

○医薬品、医薬部外品 ○水道 ○電気、ガス、灯油 ○住宅 ○衣料 ○日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ等）等

②酒を除く場合

【課題・論点】（「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。）

○〈定義試案1〉「アルコールが含まれている飲料」と定義した場合

- ・調味料として使用される料理酒、みりん、料理用ワインは「酒」。
- ・酒粕、粉末酒は「酒」か否か。
- ・ウイスキーボンボンや日本酒ゼリーなど酒を使用した加工品は「酒」か否か。

○〈定義試案2〉「酒税法における酒類」と定義した場合

- ・「本みりん」は「酒」、「みりん風調味料」は「酒」ではない。
- ・料理酒（一定の塩又は酢が添加されたもの）、アルコール分90度以上の飲料（スピリタス等）や超低アルコール飲料（アルコール度数1度未満）は「酒」ではない。
- ・酒粕は「酒」ではなく、粉末酒は「酒」。
- ・ウイスキーボンボンや日本酒ゼリーなど酒を使用した加工品は「酒」ではない。

○その他

- ・居酒屋で、酒（標準税率）とソフトドリンク（軽減税率）がまざって、「飲み放題メニュー」となっている場合に、適用税率をどうするか。

③外食を除く場合

【課題・論点】（「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。）

○〈定義試案1〉「すぐに食べられるように調理をした食品の提供」

●定義試案1を当てはめた場合には、以下のような線引きとなるか。

- ・テイクアウト、出前、ケータリング、イートインは「外食」にあたる。
- ・弁当（主食的調理食品）の販売は、定義に照らして「外食」にあたることになるか。
- ・総菜（コロッケ、焼き鳥、ポテトサラダ）や調理パンの販売も定義に照らして「外食」にあたることになるか。
- ・刺身の盛り合わせはすぐに食べられるように調理されているが、定義に照らして「外食」にあたることになるか。
- ・給食は「外食」にあたるか。

○〈定義試案2〉「すぐに食べられるように調理をした食品を、当該調理した主体が管理する場所において提供すること」

●定義試案2を当てはめた場合には、以下のような線引きとなるか。

- ・テイクアウト、出前、ケータリングは「外食」にはあたらない。イートインは「外食」にあたる。例えば同じ店舗で販売する場合であっても、店舗内で食べるハンバーガー（イートイン）は標準税率、持ち帰り用のハンバーガー（テイクアウト）は軽減税率となる。
- ・弁当（主食的調理食品）の販売は、「外食」にはあたらない。
- ・飲食のための設備を持たない移動販売店や縁日の屋台が提供する食べ物は「外食」にはあたらない。
- ・イートインスペースを設けているコンビニ等における弁当やおにぎりなどの調理食品の販売は、定義に照らして、全て「外食」にあたることとなるか。
- ・フードコートのように、「飲食料品を提供する主体」と「飲食の場を提供する主体」が異なる場合には、外食にはあたらないということになるか。
- ・レストランの調理スペースと飲食スペースとが別会社になっていれば「外食」にはあたらない、つまり、軽減税率が適用されるということになるか。
- ・給食は、施設内で調理・提供する場合は「外食」にあたり、外部の給食センターから配達してもらう場合は「外食」にはあたらないこととなるか。

○〈定義試案3〉「すぐに食べられるようにその場で加温等の調理をした食品を、当該調理した主体が管理する

場所において提供すること」

- 定義試案2を当てはめた場合との相違は次のとおり。
- ・ イートインスペースを設けているコンビニ等が販売する弁当やおにぎりなどの調理食品は、定義試案2では「外食」にあたるが、定義試案3ではその場で調理を行っていないため、「外食」にあたらないと考えられる。但し、コンビニ内のレンジで温めた場合は「外食」にあたるということになるか。
- ・ 店内に備え付けのレンジを使って、自分で弁当を温めた場合には、「外食」にあたらないこととなるか。

外食を軽減税率の対象から除いた場合には、次のような線引きとなるが、バランス上、それでいいか。

- 牛丼屋の牛丼は標準税率、すき焼き用のブランド牛は軽減税率。(注)
- ラーメン屋のラーメンは標準税率、高級弁当は軽減税率。(注)
- 定義によっては、学校給食は標準税率。
- 定義によっては、コンビニのおでんは軽減税率、屋台のおでんは標準税率。
- 高級なレストラン、庶民的な定食屋がいずれも標準税率。(注)

(注) 仮に高級品を標準税率、そうでないものを軽減税率とした場合の課題と論点

○ 何をもって「高級品」と定義するか。

- 「品目」によって区別した場合には、「高所得者のほうが、収入に占める支出割合が高い品目」や「同じカテゴリ（例えば、野菜、果物等）の中で価格が高い品目」といった視点から線引きをすることが考えられる。
- ・ 同じ品目の中で価格差がある場合であっても、その品目全体を高級品として扱う（あるいは非高級品として扱う）ことになるか
 - ・ 高級品とされる飲食料品を全て拾い出すことは可能か。
- 「同一品目中の価格」や「同一品目中の品質」によって区別した場合には、「1グラムあたり〇円以上」や「〇ランク以上（農産物や牛肉など）」といった視点から線引きをすることが考えられる。
- ・ 同じ品目の中で「価格や品質が高い」という客観的な基準を設けることは可能か。
- ・ 季節や需給などで時価が変動する場合、価格による線引きが可能か。

④菓子類を除く場合

【課題・論点】（「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。）

○ <定義試案> 「菓子類（一般に菓子と呼称されるもの）」

- 定義試案を当てはめた場合に菓子類かどうか判断に迷うもの
 - ・ ドライフルーツや果物の缶詰などの果物加工品は「菓子類」か否か。（果物は「水菓子」と呼称されることもある。）
 - ・ ホットケーキミックス、プリンなどの素など、菓子の原料となるものは「菓子類」か否か。
 - ・ さきいかやサラミなどいわゆる「乾き物」は「菓子類」か否か。
 - ・ 健康保持や栄養摂取を目的とするクッキーやゼリーは「菓子類」か否か。
 - ・ 砂糖やはちみつそのものは「菓子類」か否か。
- 定義試案を当てはめた場合に、一般に菓子類とは呼称されないが、菓子類と同様の目的（間食、嗜好）で食されると考えられるもの。
 - ・ クリームパン（シュークリームは「菓子類」）
 - ・ フライドポテト（ポテトチップスは「菓子類」）
 - ・ 中華まん（大福は「菓子類」）
 - ・ 甘栗（マロングラッセは「菓子類」）
 - ・ ヨーグルト（プリンは「菓子類」）
 - ・ カップラーメン（ラーメン風菓子は「菓子類」）
 - ・ ミートパイ（アップルパイは「菓子類」）
 - ・ 焼きいも（スイートポテトは「菓子類」）
 - ・ 磯辺焼き（せんべいは「菓子類」）
 - ・ チューブパック入りゼリー（飲用）（カップ入りのゼリーは「菓子類」）

菓子類を軽減税率対象から除いた場合には、次のような線引きとなるが、バランス上、それでいいか。

- 駄菓子は標準、果物であれば高級メロンであっても軽減。(注：上記(注)参照)
- 菓子は標準、甘いパンやチョコ入りコーンフレークは軽減。
- 甘いもち（和菓子）は標準、もちは軽減。

⑤飲料を除く場合

【課題・論点】（「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。）

○〈定義試案1〉「通常、人の飲用に供されるもの」

- 定義試案1を当てはめた場合に飲料かどうか判断に迷うもの。
 - ・おしるこ缶やコーンポタージュ缶は「飲料」か否か。 ・食事に供されるスープやだし汁は「飲料」か否か。
 - ・牛乳などの乳製品、豆乳などの大豆加工品は「飲料」か否か。
 - ・茶葉やココアの粉末など水（お湯）により抽出又は溶かさないと飲用に供せないものは「飲料」か否か。
 - ・水に薄めて飲用に供するもの（カルピス等）は「飲料」か否か。
 - ・ペットボトル入りのミネラルウォーターは「飲料」に当たると考えられるが、水道水をペットボトルに詰めたもの（例：東京都水道局が販売する「東京水」）やウォーターサーバー用のタンクに入った水は「飲料」か否か。
- 〈定義試案2〉「通常、人の飲用に供されるもの（粉末飲料その他溶かして又は希釈して飲用に供されるもの及びスープ等のうち食品衛生法上の清涼飲料水に該当するものを含む。）又は抽出若しくは浸出して飲料とするための茶葉等」

●定義試案2を当てはめた場合の例

- ・おしるこ缶やコーンポタージュ缶は「飲料」にあたる。
- ・食事に供されるスープやだし汁は「飲料」にはあたらない。
- ・茶葉やココアの粉末など水（お湯）により抽出又は溶かして飲用に供するものは「飲料」にあたる。
- ・カルピス等の水に薄めて飲用に供するものは「飲料」にあたる。

⑥生鮮食料品に限定する場合

【課題・論点】（「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。）

○〈定義試案1〉「穀類、野菜、果物、肉類、魚類、海藻類、貝類等のうち全く加工されていないもの及び脱穀や製粉など、生産物本来の性質が変わらない程度の1次加工を経て食用に供されるもの」

- 定義試案1を当てはめた場合には、以下のような線引きとなるか。
（○：「生鮮食料品（⇒軽減）」、△：不明確、×：「加工食品（⇒標準）」）

- 【穀類】・精米：○ ・無洗米：○ ・小麦粉：○ ・そば粉：○ ・ごはん：× ・パン：×
・うどん・そば：× ・パスタ：×
- 【魚介類】・魚の切り身：○ ・うなぎ串(生)：○ ・すじこ：○ ・まぐろの刺身：○ ・釜揚げしらす：△
・一夜干しの魚：△ ・塩鮭：△ ・しめさば：△ ・ゆでだこ：△
・複数種類の刺身の盛り合わせパック：△ ・たらこ：△ ・冷凍タラバガニ：△
・かまぼこ：× ・煮干し：× ・いくら(醤油漬)：× ・うなぎの白焼き：×
- 【肉類】・薄切り肉・ひき肉：○ ・焼き鳥用に串に刺した鶏肉：○
・成形肉(サイコロステーキのように肉を接着したもの)：△ ・生ハム：△ ・ハム・ソーセージ：×
- 【乳卵類】・生たまご：○ ・牛乳：○ ・成分調整牛乳：○ ・玉子焼き：× ・ゆでたまご：×
・チーズ：× ・ヨーグルト：×
- 【野菜・海藻(豆類を含む)】
・洗浄・切断した野菜：○ ・洗浄した大豆：○ ・鍋用野菜セット：△ ・カット野菜サラダ：△
・ミックスベジタブル：× ・漬物：× ・トマトの水煮缶：× ・こんにゃく：× ・納豆：×
・豆腐：× ・寒天：× ・切り干し大根：×
- 【果物】・皮をむいた果物：○ ・果物のかご盛り：○ ・カットフルーツ盛り合わせ：△
・冷凍みかん：△ ・ジュース用冷凍いちご：△ ・ドライフルーツ：× ・ジャム：×

○〈定義試案1〉及び〈定義試案2〉単純加工食料品（韓国では、キムチ、豆腐等が「単純加工食料品」とされている。）

- 定義試案1及び定義試案2を当てはめた場合には、以下のような線引きとなるか。
- 【穀類】・ごはん(レトルト)：△ ・もち：△ ・うどん・そば(麺)：△ ・パスタ：△ ・麩：△
・おにぎり：× ・食パン：× ・菓子パン：× ・カップラーメン：×
- 【魚介類】・明太子：△ ・塩鮭：△ ・しめさば：△ ・煮干し：△ ・いくら(醤油漬)：△
・うなぎの白焼き：△ ・魚の粕漬：△ ・かつお節：△ ・ツナ缶：△ ・鮭フレーク：△
・みりん干し：△ ・かまぼこ：△ ・うなぎの蒲焼き：× ・佃煮：× ・ふりかけ：×
- 【肉類】・成形肉(サイコロステーキのように肉を接着したもの)：△ ・ハム・ソーセージ：△

北間連だより

- ・味付け肉：△ ・コンビーフ：△ ・サラミ：△ ・ハンバーグ(生)：△
 - 【乳卵類】 ・ゆでたまご：△ ・ヨーグルト：△ ・チーズ：△ ・玉子焼き：× ・たまご豆腐：×
 - 【野菜・海藻(豆類を含む)】
 - ・漬け物：○ ・豆腐：○ ・枝豆(ゆで)：△ ・寒天：△ ・納豆：△ ・油揚げ：△
 - ・あんこ：△ ・豆乳：△ ・おろししょうが(チューブ)：△ ・こんにゃく：△ ・味付けのり：△
 - ・とろろ昆布：△ ・かんぴょう：△ ・たけのこの水煮：△ ・トマトピューレ缶：× ・黒豆煮：×
 - 【果物】 ・ドライフルーツ：△ ・ジャム：△ ・果物ゼリー：×
- * 油脂、調味料は生鮮食料品に含まれないため、例えば「みそ」「しょうゆ」等の調味料は、上記の具体例には掲げていない。

⑦米、みそ、しょうゆに限定する場合

【課題・論点】(「①全ての飲食料品を対象とした場合」に掲げた課題・論点に加えて以下の課題・論点がある。)

- 定義試案：米、みそ、しょうゆ(本来の性質と変わらない程度の1次加工を経ているものを含む。)
- 定義試案を当てはめた場合には、以下のような線引きとなるか。(○：「米、みそ、しょうゆ(⇒軽減)」、△：不明確、×：「米、みそ、しょうゆではない(⇒標準)」)

■「米」と米の関連品目との線引き

- ・もちごめ：○ ・分づき米：○ ・酒米：○ ・無洗米：○ ・玄米○ ・白玉粉：△ ・上新粉：△
- ・五穀米：△ ・飼料用米：× ・工業用米：× ・もち：× ・ライスペーパー：× ・米ぬか：×

■「みそ」とみその関連品目との線引き

- ・米みそ：○ ・麦みそ：○ ・豆みそ：○ ・だし入りみそ：○ ・西京味噌：○ ・田楽みそ：△
- ・ねぎみそ：△ ・肉みそ：△ ・甜麺醬(テンメンジャン、中華甘みそ)：△ ・コチュジャン(唐辛子みそ)：△
- ・液みそ：△ ・もろみみそ：△ ・酢みそ：△ ・粉末みそ：△ ・即席みそ汁：× ・野菜のみそ漬け：×

■「しょうゆ」としょうゆの関連品目との線引き

- ・濃口しょうゆ：○ ・減塩しょうゆ：○ ・たまりしょうゆ：○ ・かき醤油：△ ・めんつゆ：△
- ・ポン酢：△ ・粉末醤油：△ ・魚醬(しょっつる、ナンプラー)：△ ・しょうゆドレッシング：△
- ・醤油粕：△ ・醤油もろみ：△ ・醤油麴：△ ・しょうゆジュレ：△ ・ソース：× ・しょうゆ豆：×
- ・インスタントしょうゆらーめん：×

○米、みそ、しょうゆのみを軽減税率対象とした場合には、次のような線引きとなるが、バランス上、それでいいか。

- ・米は軽減、パン、うどん、そばなどの他の主食的食料品は標準。
- ・5つの調味料「さしすせそ」(砂糖、塩、酢、しょうゆ(せうゆ)、みそ)のうち、しょうゆ、みそは軽減、砂糖、塩、酢は標準。
- ・みそ、しょうゆは軽減、その原料である塩や大豆は標準。

○みそ、しょうゆはいずれも穀物(大豆、米、小麦等)、塩、麹菌を原料とした加工品。このため、製造工程の中途段階の「もろみ」や、副産物としての「醤油粕」(絞るかすであり、主に飼料として消費される)の扱いをどうするかといった課題や、みそ、しょうゆをさらに加工したもの(田楽みそ、ポン酢等)との線引きが可能かといった課題がある。

〈軽減税率 課題山積み〉

与党税制協議会の検討資料の一部を抜粋した掲載となりましたが、これらの内容を見ると、軽減税率対象品目の線引きが難しく、その判断で事業者、消費者双方に混乱をきたすことも想定されます。また、経理方法も現行の請求書に税率ごとの合計額の記載を追加する、あるいはインボイス方式を取り入れるなどの4案が示されていますが、いずれの場合も事業者の事務負担が増えるものと思われます。軽減税率導入はこれら課題も多く、間税会としては「単一税率の維持」と「給付付き税額控除制度の導入」を提言してきたところですが、「今後ともこれまでの提言活動を推進していく」旨、先般の北間連第41回通常総会で決議されているところです。

活 動 だ よ り

◆ 創立40周年記念式典等挙行 — 岩見沢間税会



6月17日(火)、岩見沢平安閣において札幌国税局課税第二部長栗原克文様はじめご来賓多数ご臨席のもと、岩見沢間税会創立40周年記念式典等が挙行されました。記念式典では工藤会

長の式辞の後、これまでの会活動に多大なご尽力をいただいた前会長の高崎幸夫様他2名の方に、功労者表彰として工藤会長から感謝状が贈られました。式典終了後、「経済・社会の変化と税」と題し、札幌国税局課税第二部長栗原克文様の記念講演が行われました。税というやや硬い感じを受けるものですが、講師の経験談を交えた分かり易いお話に皆熱心に耳を傾けていました。また、祝賀会には岩見沢市長松野哲様のご臨席をいただくなど一層の盛会となりましたが、40周年という節目の年を迎え、これを契機として工藤会長のリーダーシップのもと更なる発展を遂げるべく会員一同、意を新たにしたところです。



◆ ウォーキング等健康管理研修会開催

— 札幌北間税会女性部会

7月11日(金)、札幌サンプラザにおいてウォーキング等健康管理の研修会が行われました。今回の研修は「あなたは自分の体のツラさを自覚していますか」という日頃何かと「お疲れぎみの」私たちにはぴったりの内容。当日は午後4時の開始でしたが、13名の会員・ビジターの皆様ご参加のもと、骨盤ベルト・ソフトエキスパンダー等を使用して簡単な体操から始まり、日頃動かしていない筋肉を動かし最後はウォーキングで正しい姿勢での歩き方を教えていただくなど、2時間の研修時間もあっという間に過ぎました。講師のMIMI先生は整復・整体トレーニングを中心にアロマセラピーを取り入れながら骨格矯正・O脚矯正などの体操指導でご活躍されており、とてもエネルギッシュな方で、その後の懇親会での参加者の質問にも丁寧(エネルギッシュ)にお答えいただくなど大変有意義な時間となりました。今回は女性部会ならではの企画だったと思いますが、ご参加いただいた皆様からは「次回はあるの?」、「また、やって欲しい」とのお声をいただき、主催側としてはとても嬉しい限りで、また、是非、2回目の企画を検討していきたいと思っています。



◆ セミナーと税務相談開催 — 札幌南間税会

6月20日(金)、永浜クロス(株)会議室において相続税等に関するセミナーが開催されました。講師にはジブラルタ生命保険認定チーフインストラクター小林靖弘氏をお迎えし、相続財産、法廷相続人と遺留分、遺産分割対策としての生前贈与、生命保険の活用などについてお話をいただき参加者(32名)は熱心に聞き入っていました。セミナー終了後、当間税会顧問税理士による「税務何でも相談コーナー」が開設され、当日は吉田高志税理士に担当していただきましたが、分かり易く丁寧な説明等で好評にのうちに終了しました。



◆ ゴルフコンペ開催 — 札幌西間税会

7月7日(月)、札幌エルムゴルフ場において親睦ゴルフコンペが開催された。当日は風もなく言い訳の出来ないほどの天候でハイスコアが続出(?)。気温のせいかな栗山経由という随分遠回りでの参加者も出て話題に花が咲き、久々の紅一点の参加で楽しさも増し笑顔の記念写真。写真の前列中央二人が優勝と準優勝。スタート前から一歩前に出ているように見えるのは気のせいかな。



(どんなに映像文化が進んでも昔ながらの写真の一コマ、多くを語ってくれるから楽しい。)ともあれ天候にも恵まれ親睦も深まり、話題の絶えない賑やかで楽しい一日となった。

◆ 函館港まつり(いか踊り)に参加

— 函館間税会

8月3日(日)、函館間税会と税務関係団体との合同による「e-Tax協力隊」が函館港まつりの「いか踊り」に参加した。当日はイータ君戦隊(?)も登場し、総勢300余名が飛び、跳ね、そして勢いよく走る様は「いか走り!」と叫ばれるほど圧巻な踊りとなって観衆を魅了した。また、山車の上からは「e-Taxで適正申告を!」と呼びかけるなど、間税会等税務関係団体の活動、存在を大いにアピールする「いか踊り」となった。



輸出物品販売場制度の改正について

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 141 号）等により、輸出物品販売場制度について、主に次の 1 から 3 の改正が行われました。

なお、これらの改正は、**平成 26 年 10 月 1 日以後** に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者^(注)が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。



1 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、**その非居住者に対する同一店舗における 1 日の販売額の合計が 5 千円超 50 万円までの範囲内**の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

販売方法

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から 30 日以内に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ 指定された方法により包装されていること。

非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

消耗品の包装方法

消耗品の包装方法は、一定の要件を満たす「袋」又は「箱」に入れ、かつ、開封された場合に開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けにより封印をする方法によります。

詳しい包装方法については、観光庁のホームページでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html

2 輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加

同一の輸出物品販売場において、その非居住者に対して 1 日に販売する一般物品（消耗品以外の通常生活の用に供する物品をいいます。）の額が **100 万円を超える場合** には、その非居住者の旅券等の写し^(注)を、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しなければならないこととされました。

（注）パスポートの場合、パスポートの番号、一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写し。

保存期間 輸出物品販売場を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から **7 年間**

3 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を経営する事業者は「購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）」を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「購入者誓約書（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。

この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。

また、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等（購入者に対し交付する領収書の写し等）を購入記録票等に貼付け、かつ、当該明細書等と購入記録票等との間に割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の購入記録票等への記載を省略できることとされました。

※ 詳しくは国税庁ホームページ「輸出物品販売場制度の改正について（平成 26 年 4 月国税庁）」をご覧ください。